

令和5年第6回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年12月11日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第38号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第39号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第40号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第42号 浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第43号 浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第44号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第45号 浅川町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第46号 浅川町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第48号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第49号 令和5年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第50号 令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 発委第 4号 浅川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについて
- 日程第15 同意第19号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第18 議案第51号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで議事日程のとおり

日程第18 議案第51号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第5号）

出席議員（10名）

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君

7番 須藤 浩二 君
9番 会田 哲男 君

8番 上野 信直 君
10番 水野 秀一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江田 文男 君	副 町 長	小池 大介 君
教 育 長	真田 秀男 君	総 務 課 長	生田目 源 寿 君
企画商工課長	我妻 悌 君	農 政 課 長	坂 本 克 幸 君
建設水道課長	生田目 聡 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	我 妻 美 幸 君
保健福祉課長	佐 川 建 治 君	住 民 課 長	関 根 恵 美 子 君
教 育 課 長	高 野 喜 寛 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 子 広 子 主 査 遠 藤 史 貴

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第38号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 説明では、スマホで印鑑証明が取れるようにするということだったというふうと思うんですけども、具体的にどういうふうにしてスマホで印鑑証明が取れるようになるんですか。すみません。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今現在、マイナンバーカードを持っている方につきましては、コンビニエンスストアでマルチコピー機のほうからマイナンバーカードをかざしますと、行政サービスのほうから入っていただきまして、印鑑登録証明書それから住民票を取ることができます。こちらは、利用者証明の電子証明書、数字4桁の暗証番号を入力することによりまして、それぞれ証明書を取ることができます。

今回の改正におきましては、スマートフォンはアンドロイドのみに今は限られておりますが、そちらのほうに電子証明書、その数字4桁のほうをあらかじめ入力しておきますと、マイナンバーカードを持っていかなくても、そちらのマルチコピー機のほうにスマートフォンをかざすことによって印鑑登録証明書を取ることができることとなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そういう何かアプリみたいなのがあって、それに自分でその番号を入力すれば取れるようになるんだということですか。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

マイナポータルというアプリのサイトがございます。こちらのほうから、そのスマートフォンが電子証明書の搭載に対応していた場合は、申込みができる旨のメッセージが表示されてくるそうです。

そちらで入力していただいてあらかじめ登録していただくことによって、コンビニエンスストアで証明書を取ることができます。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） それに関連してなんですが、アンドロイドのみということなんですが、シェアからいえば3対7ぐらいでiPhoneもあると思うんですが、そちらのほうはいずれ、そっちも適用されるということではよろしいのでしょうか。ということは、アンドロイドだと多分3割ぐらいのOSだと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

国のほうからの情報ですと、いずれiPhoneもという情報はございますが、時期等については明確になってございませんで、いずれという、今のところの情報でございます。近いうちにといいいますか。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第38号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第39号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 2点。この改定で年額、総額で幾ら増額になるのか。

それから2点目として、12月1日から適用ということなんですけれども、改定分は追加支給ということになるのかどうか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

引上げ分の総額ですが、約25万円になります。それから、この追加の支払い時期ですが、今回、議決いただきましたらば、年内には支給できるような形で検討をしております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

最初に、議案に反対者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 政府のインフレ政策をベースに、この間、食料品をはじめ、あらゆるものが急激に高騰し、町民の暮らしは大変厳しくなっております。その反面、生活のための収入は大企業とは違い、多くのところで賃上げがさほど進まず、年金は実質下がり続けています。

そういう町民の暮らしの実態を踏まえれば、今、議員が生活給でもない期末手当を自ら引き上げる、そのようなことはすべきではないと考えますので、本案には反対いたします。

○議長（水野秀一君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 賛成討論させていただきます。

本件については、人事院の勧告及び県の人事委員会の勧告により期末手当の支給割合を引き上げるものであ

り、これまでも勧告に準拠したものであります。

議会改革により議員定数が2名削減したことに伴い、議会費の議員報酬及び期末手当は減額であり、今回の補正の増額はありません。

また、町議会議員報酬の低さにより専業として町議会議員の仕事を担うことが厳しい現状の中、今後、多様な人材の議会への参画を促すためにも魅力ある議員報酬にしなければならないと考え、本案に賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第39号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第40号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 3人で年間幾ら増額になるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

三役合わせまして、約22万円です。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 本案の期末手当は、議員と違って生活給の一部に関するものではありませんけれども、町民の暮らしの実態を踏まえれば、今引き上げるべきではないと考えますので、本案には反対します。

○議長（水野秀一君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 賛成討論いたします。

本件については、議員の期末手当と同様の勧告により引き上げるものであります。町長等特別職三役として果たすべき役割は重要であり、その職責に見合った適正な水準に引き上げることは必要であります。

今回の改正案は、今般の社会情勢等に鑑み適正な処遇と考え、本案に賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第40号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 大きく3点、伺いたいと思います。

まず、1点目ですが、給与に関して。大卒の初任給が説明では20万円を超えるというふうな説明だったと思うんですけども、これは給料表でいくと何号の何級というところに該当するのか、伺いたいと思います。

大卒の方は、その部分、最近あまり取っていないんですけども、大卒じゃない人、高卒程度ということになるんですかね。その方はどこから始まるのか、この給料表に従ってだとどこに該当するのか伺いたいと思います。

さらに、給与に関しては、今回の改定で、職員で平均で幾ら上がって、上がる分の年間の総額は大体どのぐらいになる見通しなのか、歳によって構成が変わるのであれなんですけれども、おおよそで結構ですので、お願いします。

2点目の期末勤勉手当に関してなんですけど、平均で幾ら上がって、年間総額は大体どのぐらいの増額になるのか、これも伺います。

3点目ですが、通勤手当の引上げもなされます。これはガソリン代の高騰と、高止まりというのが理由なんですか。その辺を伺います。

それで、今、通勤手当、職員の中で最高で幾らぐらいもらっている方がいらっしゃるのかも併せて伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁いたします。

まず、1点目ですが、給料表は新旧対照表の12ページに掲載してございます。

初日、提案理由の説明でもご説明申し上げましたが、新旧対照表の12ページ、25号給とございますが、こちらが大卒になっております。高卒につきましては、上の段の1、2、3、4、5とあるんですが、5号給157,900円、こちらが高卒になっております。

2点目ですが、こちらも若年層に手厚くなっておりまして、平均でいいますと、我々になると、課長級になると平均は下がるんですが、全体でいいましたらば約5,000円程度です。1級といいまして、一番若年層の階級、主事クラスの方が約1万円なんですけど、トータル職員72人おりますが、その中でいけば約5,000円ということになります。総額ですが、約380万の増となります。

3点目、通勤手当ですが、今、通勤手当につきましては、44人支給しておりますが、最高で4万1,800円の職員がおります。55キロで4万1,800円、いわきから通勤しております。

以上です。

○8番（上野信直君） 期末勤勉手当の総額言ってもらいましたか。

○総務課長（生田目源寿君） 失礼しました。答弁漏れがございました。

期末勤勉手当ですが、こちらにつきましては72人分で、こちらも約370万円の増となります。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 分かりました。ありがとうございます。

今さらなんですけれども、ちょっとお尋ねしたいんですけども、この給料表に関してなんですけど、この給料表って、経験が長くなれば上がっていくということなんだろうけれども、これどういうふうになるんですか。

1年に1つつ上がっていったらば、随分と歳を食わないとあれなんですけれども、どういうふうな上がり方をしているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

一概には言えないんですが、1回に4個ずつは上がっていきます、標準で。課長級になりますと3個で、あと55歳になりますと停止ということになっております。大きく言いますと、そのような形になっております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第42号 浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 会計年度任用職員の方にも期末手当のほかに新たに勤勉手当が支給されるようになるという改正だと思うんですけども、一般職の方だと勤勉手当は100分の100、今回改正されてね。というふうになります。そうすると、会計年度任用職員の方も新たに勤勉手当として、年に2回、100分の100、つまり1か月分ずつの勤勉手当が新たに支給されるようになると、こういう理解でよろしいですか。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

そのような見解でございます。そのとおりでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第42号 浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第43号 浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第43号 浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第44号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 公費の負担割合に関して、国が2分の1、県と町が4分の1ずつという説明書きにありました。説明もされました。この町の負担分というのは、一般財源で手当てをするということですね。確認したいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） その4分の1、町負担分は、一般財源、町負担ということでございます。以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第44号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第45号 浅川町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） これまであった3つの下水道事業に関する条例とか特別会計というのは、どういうふう
になるのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、今回、上水道事業の設置等に関する条例を上程いたしまして、上下水道事業の設置等に関する条例に
改正するというものを議決いただきましたらば、今後3月議会において、関連する条例の廃止であったり、そ
れから、改正というものをまた上程して、お願いする予定になってございます。

なお、特別会計3つ、公共下水道事業特別会計の条例、それから農業集落排水事業、それから花火の里ニュー
ータウン汚水処理事業、こちらにつきましては、3月で廃止ということに予定をしております。

それから、関連する条例なんですけれども、全部で32条例の改正がありまして、こちらにつきましては、3月
のほうに関係条例の整理に関する条例ということで一括して整理するような方法で、現在考えてございます。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第45号 浅川町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを
起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第46号 浅川町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第46号 浅川町職員定数条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第47号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

〔「何で」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 2点、伺います。

まず、1点目は、16ページになります。6款1目2項林業費の森林環境譲与税基金積立金の件でありますけれども、昨年は城山の支障木伐採で活用されていますけれども、今回、この基金積立になっておりますけれども、この有効活用するということでは、取り組む計画はないのでしょうか。ちょっとお伺いします。

それから、もう一点であります。2点目は18ページになります。

10款2目1項の12節委託料500万でありますけれども、これは初日の議案説明では説明がちょっと確認できなかったんですけれども、これはどういった内容で500万増額になっているのかという説明。国・県からの基

準の変更等、また、指導等があったのか、それとも業者からの要望だったのかというところでは説明いただきたいと思います。

2点、よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、まず、6款2項1目の林業振興費の森林環境譲与税基金積立金128万7,000円のほう、ご説明いたします。

こちら、令和4年度も城山の森林の整備をいたしました。令和5年度につきましても、城山山頂の整備ということで危険木の伐採等を行っております、96万ほど基金のほうから繰り入れて使っております。

11月30日現在の基金の残高につきましては、ただいま580万程度ございます。

今後も随時、必要に応じて、町管理の森林等の整備のために随時繰り入れて使いたいと思っております、今現在580万、今回120万程度で700万程度にはなりますが、何か大きな事業やっしまえば、このお金では足りませんので、随時繰り入れて、森林の整備をしながら、ある程度の額までたまったら、例えばですが、森林整備計画の大幅な見直しとか、そういった新たな事業を考えていきたいと思っております。随時繰り入れて、森林の整備には使っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、2番。

〔「もう一点」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、小・中学校通学バス運転業務委託料の500万円の補正の内容についてご説明いたします。

まず、こちらのほうなんです、令和5年8月25日付で東北運輸局長の通知がございました。こちらのほうは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃、料金の変更命令についての一部改正という通知が来てございます。

この中身は何かといいますと、運送業の運賃、それから料金体系がいろいろございます。その中で、キロ当たりの運賃、それから時間当たりの運賃ということで、それぞれ上限から下限値ということで定められております。

こちらの上限から下限のお話につきましては、3月の当初予算の中でも議員さんの中からおただしがございまして、その中で、契約の中では下限値の金額が適用になっておりました。その中で、今回若干の値上げをさせていただいたという当初のご説明をさせていただきましたが、今回新たに、先ほど申し上げました一部改正の通知がございまして、時間当たり、それから距離当たりの下限値、一番低い額ですね。そちらのほうの単価の見直しという通知がございました。

それで、旧下限値の額で申し上げますと、距離単価が120円から150円、時間単価が4,360円から5,520円。こちらのほうは中型バスになります。それから小型になりますと、旧下限値が100円から130円。これ、すみません、距離ですね。

それから、時間につきましては、3,740円から4,740円ということで、こちらの改正の新下限額、下限値の額が既に今契約しているスクールバスの単価の額を上回ってしまうという形になってしまいますので、その下限値を下回らないような形で最低額の下限値の単価にするために、今回変更契約をするために、こちらの金額の増という形で、実質の値上げという形の対応をしているところでございます。

こちらの運輸局の値上げ幅で申し上げますと、約21%の値上げ幅という形になってございます。

実質、今回、浅川町のスクールバスの1日当たりの運行の単価で申し上げますと、23万8,040円から28万1,996円ということで、1日当たり4万3,956円の値上げになってしまうという形になってございます。

ただ、こちらのほうは、先ほど申し上げましたとおり、最低限の下限値の単価という形での金額となりますので、決して下限値から上限値の間の上限額の上の高い額で契約をしているということではなくて、国土交通省運輸局の下限値、一番低い額での単価という形での契約額となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 再質問は1点目の件でありますけれども、基金のほうに積立てて、今後ちょっと活用するというところでありますけれども、支障木の伐採の要望は多いはずなんですよ、これね。

やっぱり有効活用すると、まさに城山等も景観保全というところでは、見下ろすほう側は今回やりましたけれども、やはり、駐車場から上のほうに向かってある土手のほう等については、景観保全というところではまだまだというふうに見受けられますので、ぜひ積極的に、こういった景観保全、積極的に活用するべきと私は思いますけれども、担当課長、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、様々な場所がございますので、随時必要に応じて繰り入れて、整備のほうを行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ぜひともお願いします。

あと、教育費については了解しました。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 先ほどの教育費のバスの関係ですが、当初5,100万から500万増えて5,600万という、今度変更契約すると思うんですが、この増えた分について、交付税では当然カバーしてもらえるというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

今回の値上げ分相当につきましては、交付税措置、今回の部分に対する交付税措置というものは特にございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 15ページです。6款1項1目農業委員会費の12節の委託料、地域計画策定補助業務委託料。いわゆる人・農地プランに代わる地域計画策定のための委託料ですが、説明によりますと、アンケート対象者が増えたということでした。

その辺について、再度内容、増えたのは、農地持っているけれども、今、農業を経営していない方にも対象とするというようになちょっと説明だったようなんですが、その辺の、再度お聞かせください。

それから、農業振興費の10節需用費の修繕料です。説明によりますと、共同福祉施設にある放射能測定室の放射能検査器のメンテナンスということで380万計上されておるんですが、あそこに何台か検査器があるんですけども、以前からある細かく砕いて検査するものと、それから、例えば野菜とかそういったものは、細かくしなくてもそのまま測定できる機械もあったかと思うんですが、その、金額的に見ると1台ではなくて何台か合わせてメンテナンスなんですか。その辺のところ、再度ご説明をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まずは、農業委員会費の委託料のほう、ご説明いたします。

こちら地域計画策定時のアンケート調査の委託業務になります。

議員さんおただしのとおり、当初予算の時点では、実際に耕作している農家さん600戸を対象として予算の計上をしておりました。

ですが、今年度になりまして、地域計画のアンケート等の、どこまで対象にすればいいか等の細かい説明等がございまして、その中で、実際耕作はしていない、農地を持ってだけいる方、人に頼んだりして自分ではやっていない、誰かに貸しているような方も全てアンケートの対象、今後の地域計画の中で必要だということになりまして、400戸程度プラスしまして、約1,000戸のアンケートということになりました。その分が当初予算のほうでは見込んでおりませんでしたので、今回補正ということで計上させていただきました。

続きまして、農業振興費のほうの需用費、修繕料になります。

こちら議員さんおただしのとおり、共同福祉施設の放射能測定室にあります機械のメンテナンスというか、修理、部品交換となります。こちらは、非破壊式の放射能測定装置のほう1台分になります。

長年使っておりますので、だんだん部品のほうの経年劣化で修繕が、部品の交換が必要だということで、今回業者のほうから指摘がありましたので、修繕ということで、県のほうの補助金を充てて修繕ということ、部品交換ということになります。

380万と非常に高額ではございますが、こちら1台分。専門的な機械ですので、ちょっとした部品交換にも

この程度の金額がかかってしまうということです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 放射能測定器の修繕の件については、分かりました。

なお、これは補助のほうが満額、この分来るということで、これは分かりました。

それから、地域計画策定補助業務委託料のアンケートなんですけど、当初は耕作者で600戸を予定していたのが、貸し借りしている方の分、実際、今、耕作していない人がおおむね400戸あったと、追加アンケートをするということなんですけど、この辺は、今後の策定業務の進捗状況には影響はないんでしょうか。予定どおり進められるんでしょうか。

それから、アンケートの設問が、私もこのアンケートお答えしたんですけど、非常に、何といいましょうか、分かりづらい設問というんでしょうかね。これ1つの、こういうふうアンケート取りなさいという、そういう例とかあったと思うんですけど、それに沿ってやると、なかなか、今度は耕作していない方のアンケートなんで、その辺の、回答するのが容易ではないのではないかなと思いますので、その辺のちょっと工夫もお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

こちらのアンケート調査のほうは、予定どおり年度内には完了する予定で考えております。

アンケートの内容の件につきましては、国のほうから、こういった形のアンケートを取って今後の地域計画に生かしてほしいということで指示がありまして、その内容に則して、アンケートのほう出させていただきます。

ただ、おただしのおり、非常に難しい内容、私も見ても、ぱっと、何を聞いているのかなというような部分もございました。ただ、やはり全て必要な項目だと言われれば、その点、若干、文言等ちょっと分かりやすくしたつもりではございますが、それでもやはり分かりづらかったかとは思いますが、もっとかみ砕いて分かりやすい言葉にすればよかったですけど、分かりづらい部分があったので、その点は申し訳ございませんでした。

どのように回答していいか分からないということでご連絡いただければ、随時ご相談に乗って、ここはこういう意味だよということでご説明したいと思っておりますので、そういった対応を取っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） そのアンケートなんですけれども、私もやったんですけども、かなり難しいんですけども、どれくらい戻ってきていますか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） お答えいたします。

今のところ、約半分程度。なかなか難しいということで、戻ってきている中にもちよっと抜けている部分等ありますが、今現在、半分程度は戻ってきております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○1番（須藤孝夫君） 了解しました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありますか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 22ページにありますが、教育費の公民館費、14節の工事請負費。

エアコンと私は聞いておりますが、2,350万円になっていますが、何百台入れるんだかちょっと分からないんですが、この内訳をよろしくお願ひいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

まず、現在の公民館のエアコンなんですけど、平成9年と10年に2か年に分けて整備をいたしまして、現在21台入っているところでございます。

今回新たに整備するエアコンにつきましては、20台。この1台の差の分につきましては、大ホール、そちらのほうが1台少なくとも昔のエアコンのタイプよりも高効率な性能がよいものということで、1台少なくとも大丈夫であるということで、21台から20台のエアコンに更新する内容のものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 1台当たりの単価というのは、出ていますよね。お願いします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

1台当たりの単価といいますと、単純に今回工事の予算を計上しております2,350万を20台で割るという形になると1台当たり117万5,000円という形にはなりますが、こちら、これから入札をして請け負いという形になれば、当然、請差も出てきますので、こちらの金額からは若干下がるというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 9ページの浅川町自治体DX推進支援業務委託ということで88万とありますが、DXということで、どのようなところを浅川町としては推し進めてやろうというような、方向性というようなところは出ているのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 浅川町の自治体D Xの推進につきまして、今年度中に町のD X推進計画を策定しまして、それに基づいて今後進めていく予定をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） では、まだ具体的には決まっていないというところでよろしいのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 今後の具体的な進め方につきましては、議員さんおたのしみとおおり、これから決めていくということで、細かいところについては未定となっております。

以上です。

○3番（菅野朝興君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（菅野朝興君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 何点かお聞きしたいんですけども。まず、6ページの、先ほど同僚議員からも質問出たんですが、それに対するもので、地方譲与税の森林環境譲与税、6ページにありますけれども。これ、128万7,000円が補正に組み込まれました。

多分、私の記憶が正しければ、4年と5年というのは、ほとんど譲与税というのは変わらない。総額が変わらないできていますので、そんなに差はなく交付されるものだというふうに認識していたんですが、令和5年の当初予算で128万7,000円というふうにして、またこの補正を倍、同じ金額を補正したという、これ、当初からちょっとあれですかね。当初予算のときにちょっと間違ったというか、あれしていたんでしょうかね。

実際には変わらないので、多分、令和4年と5年だと、国レベルでいえば440億円というので決まっていますので、市町村にいくものについては変わらないので、多分、その中の総額なので、ほとんど、令和4年度分と変わらない金額が譲与税分として来るということで。それで、先ほど同僚議員からもあったように、その使い道どうするのという、基金のほうに全部持っていくというようなことで、当初からの予算ですと2分の1の予算計上になっていますけれども、その辺はどうなのかなということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つ、人件費でもいろいろ変わっているんですけども、1つだけ。1か所だけ確認させてもらおうと思って。8ページの2款1項1の総務のほうの超過勤務手当。

こちらが当初だと多分126万4,000円。今回補正で98万組んだということは、トータルで224万4,000円ということで、多分、平均で出せば、1人当たり18万が32万になるというふうなことだと思いますが、働き方改革等々で残業を規制していますよという話は、私、聞いているんですけど、それに何かちょっとだけ逆行するような形がするんですが、いかなる理由なのか、ちょっとお知らせ願いたいということと、それから、備品購入、

19ページです。

19ページに、691万、教育振興費の備品購入費のところに691万と。教師用図書購入費ということですが、これ当初予算もあったと思うんですが、なぜこの大きな金額が、降って湧いたように補正に組み込まれたのか、その理由をちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、先に3点目の19ページ、備品購入費についてお答えいたします。

当初予算で、備品購入で入っておりますのは、通常、例年ベースで買っております教材図書関係の経費でございます。

今回、教師用の図書購入費ということで予算を計上させていただきましたのは、4年に一度、学校の教科書の改訂がございます。この改訂に伴いまして、子供たちの教科書は国から無償で給付されますが、教師用の図書につきましては、町のほうで購入しなければなりません。

4年に一度の更新ということで、令和6年度に新しい教科書に改訂されるものですから、それに伴いまして、今回、新たに予算を計上させていただきまして、年度内に教師用の教科書を購入し、新しい令和6年度から教科書、先生方が使えるようにということで、今回、補正予算を計上させていただいたものでございます。

中学校の改訂につきましては、令和7年度からということで、1年ずれた形で、4年に一度の教科書の改訂という形になります。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目、2点目、答弁させていただきます。

1点目の森林環境譲与税につきましては、歳入のところの6ページの2款でございます。こちらにつきましては、当初、何と申しますか、つかみで計上しておりました。

今回、額が確定したことによりまして計上したものでございます。改めて申しますが、私、当初、初日に提案理由の補足説明の中で有効活用ということは申しております。引き続き、城山中心に環境整備を継続していく考えでございます。

2点目につきましては、歳出の8ページ、2款総務費1目1項一般管理費、これ総務課分の人件費の中の超過勤務手当98万。

これ、議員さんおっしゃるとおりなんです。私も常々、課員には指示はしておりますが、今回、理由としましては、当初は、歳入歳出のバランスを見ての各課配分の超過勤務手当になっております。それを実際、年間通してきまして、やはり、どうしても残業せざるを得ない時期があります。総務課が特にというわけでもございませんが、ございます。今回、やむを得ないということで、超過勤務手当を計上させていただきました。

なお、引き続き、常々、言ってはおりますが、職員にはできる限り超過勤務は行わず、定時帰宅していただ

くことを常々申してはおりますが、どうしてもやむを得ない時期、季節にもよりますが、時頃にもよりますが、なるべくはそのように進めたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かったような、分かんないんです、実際。

例えば、まず、1点目の森林環境譲与税。つかみというあれなんです、それがどういう意味なのか、私、ちょっと分からないんです。

もともと、国の広報からいっても、当然皆さんもご存じのとおり、令和2年と令和3年も同じ金額。それから令和4年と令和5年は、国レベルですよ、国レベルで同じ金額が来る。それから来年からですか。始まりです。今度、皆さんが1人1,000円ずつ取られます。徴収されます。そこから集まった金額を、前まで前倒しした分を、返していくわけですよ、国レベルでね。

ということは、令和4年、令和5年というのは総額では変わらないのに、何で2分の1にしたか理由が分からないんですよ。

当初予算のところのあれを見てみたら、前年の実績に基づいてということが説明されているんですが、逆に実績から言えば、二百何十万とするのが当然だろうなと思っているんですが、金額は100万円とか200万円で小さいんですけども、何かその辺の組み立てをすると、今度歳出にも影響してくるんだろうなというふうに思っているんで、その辺のところもうちょっとだけ詳しく。

それから、超過勤務については、これも初めて私聞いたんですが、各課配分方式というような形で、今改めてお聞きしました。積み上げ方式ではないんですね。だから、この総務課にはこんな仕事があって、それを時間でやっていくと、どうしてもこれだけオーバーする。それからスポット的にこういうこともありましたと、だからこれ増えているんですというんだったら、話が分かるんですが。

ということは、各課配分ということは、どこかで減ったりなんかしてなきゃならないんですが、トータルでは超過勤務が増えているということになれば、全然、その辺のところもつじつまが合わなくなってくるので、皆さんが定期監査、それから決算審査等を通して、皆さんが業務1つ1つに真摯に対応しているのは十分分かるんですが、ですから、かかるものはかかるもので仕方ないだろうと、私もそう思っています。

そういうことからすれば、この予算計上そのものがちょっとずつ違うのかなと、実態に則していないんじゃないのかなというのがあります。

この辺のところのやり方を変える必要があるのかどうか、その辺のところもちょっとお聞きしたいのと、それから、先ほど19ページの備品購入。何かこれも、4年に一度と分かっているんですよ。分かっているんですよ、4年に一度、改訂されますよと。なぜそれを令和5年度に計上しなかったんでしょうか。補正なんですか。ということをやちょっと改めて。

それが今まで4年に一度は変えられるんだけど、その辺が不透明なので、もしかしたら改訂がないかもしれないから、計上はしていないんだけど、改訂が決まったので、補正で今度は、その教師用分を購入するというふうに決まったのかどうか。その辺のところだけ、ちょっとお知らせ願えればというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

1点目と2点目です。まず、先ほど来議論になっております森林環境譲与税。

こちらにつきましては、私の答弁の表現の仕方が正しいかどうかあれですけども、つかみという表現をさせていただきます。

今後、ここの歳入につきましてはよく精査しまして、額を計上させていただきたいと思います。今回に限りましてはこのようなことになって、確かに、私どもも改めて見ますとちょっと不自然なところあるんですが、今回額の確定をさせていただきました。

先ほど話ありましたが、今度、次年度からは、国民の方、町もそうですが、1人1,000円ということで目に見える税になるかと思われれます。ですので、先ほど来申しております環境整備、特に町のシンボルである城山公園を重点的に、この基金を活用したいと考えております。

あと2点目なんですけど、こちら私の答弁の表現の仕方が正しかったか、ちょっと疑問なところもあるかもしれませんが、配分といいますか、当初に、超過勤務手当をそれぞれに配分いたしますが、あくまでも最低限の予算で配分をしております。

それは先ほど来申し上げていますように、歳入歳出の予算が、もう、きっちりしなければいけませんので、その関係上、超過勤務手当も最低限で計上しております。が、やはり、先ほど来申し上げているとおり、どうしても課によってはボリュームが違います。特に総務財政係は、特にそのようなことが多々ございます。

今回、そのようなことがありまして計上させていただきましたが、改めて申しますが、職員にはめり張りをつけて、よく、あと課長にも指示しておりますが、課員が一律同じボリューム程度の業務にするよう、超勤がないように進めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、3点目につきまして、お答えいたします。

まず、この教科書の改訂の流れなんですけど、今年度の6月に教科書採択の事務の説明会がございます。

そこから石川地区で、6月の下旬になりますが、教科書をまず採択するための協議会が開かれます。

そこから実際に、7月になりますが、こういった教科書を改訂するに当たって、こういうものを、いろんな教科書がありますよということで調査委員会を開きまして、7月の中旬から下旬に、地区でもう一度協議会を開いて、どういった教科書がいいかというものの協議会の中で採択をいたしまして、そこから7月に、教育委員会のほうで、教育委員会の中身で使用教科書、令和6年度の小学校の使用教科書、こういう形で石川地区で採択することにしたという提案がなされますので、それに基づいて教育委員会のほうで使用教科書の図書を採択するという形になり、令和6年度の教科書を、どういう教科書を使うかというのがその時点で確定することになります。

それに基づきまして、今年度、改めて見積りを取りまして、来年度に向けた教科書の予算を計上、補正予算で計上させていただくという形の流れになってございます。

確かに、議員さんのおただしのおとおり、4年に一度ということで分かっているのであれば、概算でもいいから上げるということは確かに可能という形になりますが、この採択の流れということがございましたので、以

前の4年に一度の対応と同じような形で補正予算で計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） おおよそ分かりました。

ただ、今、るる話を聞いていますと、片側では、先ほどの2,350万、ヒーター関係の話もありました。これより安くなるだろう、そういう見立てで計上している。それは補正なんですけれども、そういう見方。確定はしていないと。

教科書も多分、私たちもこれで2回目。この話聞いているのは、4年前もありました。我々が、私が初めて議員になったときも、この話がちょっと出たような記憶がございます。後で計上するかどうかというのは別としても、では今度、来年の中学校のときも補正か何かでやるということによろしいんですね。当初には予算は組まないということなんでしょうか。ということ、ちょっと確認しておきます。

それから、先ほどの森林環境譲与税等、それは分かりました。

ただ、金額は小さいんですけども、金額は小さいんですが、正しく予算計上してもらって、歳出をその分で上げてもらう、正しく使っていただく、これが基本だと思うんですね。多分、私の感覚では、そうは言いませんが、うっかりだと私は思っています。でないと、こんな倍近く補正を組むなんてことは、幾ら金額が小さいだろうと何だろうと、交付関係のですから、これなんかほとんど決まっている金額です。

それから、地方消費税とかそういったものは確定によって差はあるでしょう。それは全体的な日本全国の動きですから。でもこういうものについては、確実に、ひもづけの中で金額が大体決まっている、おおよそ決まっているというものについては、このぐらいは正しく計上していただきたいなというふうに私は思っています。

その辺のところはそうだと思うんですが、理由は分かりました。

それから、超過勤務も必要などころに必要な超過勤務というのは、致し方ないし、それは当然必要だというふうに私は思います。思いますが、あまりにも1.8倍ですからね。その辺の予算の組み方がどうなのかなという。最初は薄く、最終的には厚くなっちゃうというようなことでは、何のための予算編成なのかということになろうかと思えますんで、その辺の角度を上げていくのも今後の1つの課題かなというふうに私は思っています。

職員の皆さんが一生懸命働いていただいているので、その分に対して対価を払いなさいというのは、我々、常々、監査の中でもお話しさせてもらっています。ですから、これは当然必要なんだろうと思いますが、当初予算がどうなのかなという部分もありますので、ぜひとも角度の高い、精度の高いものを、ぜひ歳出の中には組み込んでいただきたいなというふうに思っています。

以上です。

では、ちょっと教育のほうだけ。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

中学校の予算計上につきましても、小学校と同様に補正予算で考えてございます。

こちらのほうも、ある程度、教科書の採択、そういったものの中身が確定してからという形で予算計上して

いきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今の教科書の問題につきまして、再度なんですけれども。

結局、当初予算でこの金額を入れ込むだけの余裕がなくて、少ない当初予算で組んで、時期が来たら補正で、補正前の金額の倍なんですけれども、こういう入れ込み方をするというような方法しかないというのも現状の一つなんではなかね。聞いていろいろ考えたわけなんです。

あと、もう一点。総務費の中の9ページ、2款1項10目14節工事請負費のカーブミラーの件です。

カーブミラーの件で、交通安全対策費について、3点ほどお伺いしたい。

今回の補正で14か所のカーブミラーの変更なり更新。新設と更新の割合、件数を教えてください。それと、補正前の額で757万9,000円とあります。どのような内容、今年、交通安全対策で行ったのか。その中にはカーブミラーの更新等が入っていないのか。

以上、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

教科書の採択につきましては、確かに、当初予算で上げるという方法もございます。

当初予算に上げるということは、まだ採択の教科書の中身も確定していないという状況での計上という形になってしまいますので、見込み計上、それから最終的に確定した段階で場合によっては補正の増、もしくは減という形での対応ということも可能ではございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、教科書採択の一連の流れがございますので、その流れに沿った形で、教科書が確定した段階で正式に見積りを取った中で、必要な教科書の予算を計上するための補正予算という形の流れで計上させていただいたということがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁させていただきます。

補正予算書の9ページの中段ですが、10目の交通安全対策費、補正前の額が757万9,000円でございますが、こちらにつきましては、全てが工事請負費ではございません。目全体の予算となっております。

工事請負費で申しますと、当初は80万でした。そちらに対して今回152万の補正を計上させていただいております。これ当初で説明したとおり、カーブミラーとなっておりますが、例年、各行政区からカーブミラーの設置要望は継続的に申請が上がっております。今回、まず、当初で上げたところなんです、4か所ほどございました。

今回10か所増やしたというのは、継続で、ずっと継続で、カーブミラーつけてもらえないという区長さんからの要望等が多々ございました。

今年、正月の郡山のあの痛ましい交通事故。それを踏まえまして、町としてどのようなことができるかとい

うことを課内で議論したわけなんです、こちらにつきましては、やはり、各行政区から危ないというところには極力設置してあげたほうがいいという見解になりまして、今回、額的には大きいんですが、そのようなことでトータル14か所を設置、これから行う予定となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） まず、図書購入の件ですが、恐らく5番議員も、その年度に買うのが分かっているのであれば、当初にある程度の見込金額で、例年どおり買っている金額をまず最初に上げて、それで補正で、足りない分、多い分、差し引きをやればいいのかという趣旨の質問だったようなふうに感じたんですけども、次年度の中学校のときも今回と同じようなことをやるという内容で、最終的な答弁でよろしいのか。

あと、14か所に関しては全て新設で行うということでございますね。

以上、その2点、確認させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

当初予算に計上、見込みでというもの、確かに、そういう計上の仕方もあろうかと思えます。

令和6年度の当初予算には、逆に、令和6年度の教科書ですと、上巻と下巻とかというふうにありますけれども。上巻の分は今回補正予算で計上して、下巻の令和6年度中の、年度の途中に必要となる下巻の分につきましては当初予算に計上するという方法を取らせていただきたいというふうに考えてございますので、流れといたしましては、先ほどと同じような形で、中学校も同じような計上の仕方です予算計上させていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁させていただきます。

先ほど答弁漏れがございました。割合ですが、約8割、10か所程度なんです、こちらにつきましては、新規で設置する予定となっております。残りにつきましては、角度調整やらミラーのサイズの変更。町内におきまして、ミラーが小さいと。設置したはいいんですが、ミラーの大きさが小さいということで、大きなものに変えるもの。そして、その変えたものをまた別なところということで、そのようなやりくりをしまして、トータル14か所を今年度で施工する予定となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 2か所だけ伺います。

10ページの戸籍住民基本台帳費の委託料、マイナンバーカード氏名ローマ字表記等システム改修業務委託料、これ、どういう内容のものを、ローマ字の表記にもできるようにするというあれなんでしょうけれども、そのほかにどういう委託の業務の内容なのか伺いたいと思います。

それから、委託先についてはどこになるのか伺いたいと思います。

次に、19ページ。浅川中学校の建設事業費の原材料費で430万円の減額になります。

これは、床のフローリングの減額だというふうな説明だったというふうに思うんですけども、この床のフローリングって、藤田建設に業務委託した校舎の建築工事の中身に含まれているのではないのですか。町がフローリングを購入して、材料は提供してやると、こういう形になっているんですか。ちょっとよく分からないので、ご説明を願いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

1点目のマイナンバーカード氏名ローマ字表記等のシステム改修業務委託料につきましては、デジタル社会形成整備法の改正に基づきまして、住民基本台帳のほうでは住民票の記載事項に戸籍に記載された氏名の振り仮名を追加すること、それから、マイナンバー法と公的個人認証法の一部改正によりまして、マイナンバーカード及び署名用電子証明書、中身の書き込みについてなんですけど、こちらのほうにも氏名の振り仮名を記載、記録することとしてございます。

令和7年度につきましては、住民票及び戸籍の附票に戸籍に記載される振り仮名を行いまして、令和8年度には、マイナンバーカードに振り仮名及びローマ字を記載することとなります。そのために、令和6年度に必要なシステムの改修を行うこととなっております。

令和6年度には、この後、戸籍法の改正によりますシステムの改修のほうも計上させていただく予定でおりますが、まず、住民記録のほうで把握しております振り仮名のほうを戸籍のほうに一旦取り込みまして、本籍地のある住所地で住民の方にお知らせすることになります。

多分ですけども、イメージですと、こちらの振り仮名でいいですかという形でお知らせすることになります。その返事をもちまして、うちのほうで一度戸籍のほうの附票のほうに記載します。戸籍のほうに振り仮名を記載しまして、そちらをマイナンバーカードのほうに記入、それからローマ字表記をしていくこととなっております。

その作業が令和8年度まで完了ということになりますので、それに伴うシステム改修が令和6年度から始まるということになってございます。それに伴いまして、令和5年度中に補助金の交付申請書のほうが求められているものでございますので、補正を計上させていただくことになってございます。

以上です。

失礼しました。委託先としましては、今現在、システムを契約している会社になることとなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

こちらの原材料費、中学校建設事業に伴う原材料費ですが、こちらのほうは、当初予算の中でも分けておりましたが、中学校建設事業新築工事、藤田建設工業のほうで請け負った床の原材料は、こちらのほうは含まれ

てございません。

当初予算の段階で分けておりますので、発注の段階でもこちらのほうは明確に分けてございます。床、フローリング材を別途購入して材料支給というような形の対応になります。

こちらのほうは、木質化ということで、福島森林再生事業の補助金10分の10で上限1,000万になりますが、その1,000万の補助を活用しての事業という形になります。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 2点目は分かりました。そういうことだったんですね。県産材を使うということだね、はい。

1点目のほうについて、もうちょっと伺いたいですけれども、この委託料の決め方というのはどういうふうにして決めるんですか。

何か、単純に考えると、ローマ字の読み方をつけるだけで600万円もシステム改修にかかるなんていうのは、ちょっと、幾ら国からお金来るからと言ったって、何か、そんなお金の使い方をしていいんだろうかというふうに思うんですよ。

そんなお金あるんだったらば、山白石の道路の建設費に回してもらいたいと、国のほうで、というふうにも思うんですけれども、その委託料というのはどういうふうに決まるんですか。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

予算を計上するに当たりましては、今、システムのほうを入れております会社のほう、業者のほうから見積りをいただいております。

住基システムのほうにつきましては352万円、戸籍の附票システムに275万円、コンビニの交付システムに61万6,000円かかる予定でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そうすると、こういう委託料というのは、業者が見積りで出してきた金額でそのまま通ると、こういうことで、町のほうとして、これ高過ぎるんじゃないのという余地はないということなんですか。

そうだとしたならば、何か、あまりにもひどい話で、これ税金の使い方としてどうなのかなというふうに思うんですけれども、その辺のことと、あと、町長、そういう状況についての認識、どういうふうにお考えになりますか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 間違いなく、役場の業者、仕事云々は、本当に、ほかのところよりは高いと思っております。

私も町長になって6年目なんですけど、本当に、この公務員の仕事というのかな、国の仕事、あるいは町の仕事というのは本当に、皆さんご存じのとおり、金額、高いと思うんですよね。

それで、今ここで私言いたいのは、これも担当課は当然ではありますが、これ、県のほうとかやっぱり国にも言っているんです。何で本当、高いんじゃないのど。

これは本当に、8番議員が言ったとおりに、税金の無駄遣いじゃないのということは、それは今、言っております。ですから、今のところでも徐々に、何年後かには解決するような気がします。解決しなければ、本当に、今言ったとおりに税金の無駄遣いだと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 分かりました。今はそういうひどい状況だということで。

たしか今、こういうシステムの統一化みたいなのが進められているよという話を、ちょこっと前に聞いたような気がするんですけども、私も正確には理解できていないんですが、そういうのができれば、こういう状況も是正される可能性があるということなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

国のほうでは確かにシステムの標準化ということを進めてございます。町のほうもそれに向けて、令和7年度の10月に向けまして、いろいろ、各課で統一される戸籍ですとか、そういうものの標準化を図るために今準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 標準化が進むと、こういう状況も、業者言いなりの値段でやらざるを得ないという状況も是正されるようになるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） ではちょっと、補足で答弁させていただきたいと思います。

今ほど住民課長から答弁ありましたとおり、一応、国の法律に基づきまして、令和7年度まで戸籍であるとか住民票であるとか基幹的なシステムについては、いわゆる標準化ということで、統一的なその仕様書に基づいてシステム統一していこうと、各自治体ばらばらになっているものを標準化していこうという動きがございます。

これは目的の一つとして、議員おただしのおり、いわゆるその特定の業者さんにどうしても偏ってしまうと、どうしても高止まり、システムの改修とか、そういったものが高止まりしてしまう。いわゆるベンダーのシステムロックインとかという形、そういう弊害があるということで、その弊害を解消していくというのが一つの目的になっております。

なので、これ実際、標準化をしてみて、あと、どういったベンダーさんと契約していくかという、その結果を見ないとはっきりとは言えませんが、その標準化の目的というのが1つ、そのシステム経費が高止まりしている部分を少しでも解消していこうというところの目的がございますので、ちょっと結果を見ないと何とも分かりませんが、少しそのシステム経費を削減していくところに寄与していく形にはなっていくのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第47号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時45分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第48号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第48号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、議案第49号 令和5年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第49号 令和5年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第13、議案第50号 令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第50号 令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎発委第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第14、発委第4号 浅川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、発委第4号 浅川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎同意第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第15、同意第19号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、固定資産評価審査委員会の委員、渡辺裕之氏が、令和6年3月13日をもって任期満了となり、引き続き固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字中里字古屋敷76番地、氏名、渡辺裕之、生年月日、昭和32年2月15日。

同氏は、平成24年9月18日より固定資産評価審査委員会の委員となり、現在に至っております。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） この機会に固定資産評価審査委員会の近年の活動状況について伺いたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

固定資産評価審査委員会につきましては、3名の委員さんがいらっしゃいます。

今現在、年に1回の委員会は開催しております。何か疑義が生じた際には、速やかに委員会を開催することとしておりまして、今現在は、特に、年1回の委員会だけの開催となっております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、同意第19号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第19号は同意することに決定しました。

◎総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第16、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長から、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今日この資料配られて初めてわかったんですけども、何を調査するんですか。町長の専決処分事項の指定についてということで、これは総務常任委員会で、このことについて、閉会中にみんなで集まって常任委員会を開いて検討しようということになっているのかどうか、その点を伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 総務経済常任委員長、富永勉君。

○総務経済常任委員長（富永 勉君） この件でありますけれども、前回こちらについて、私のほうから委員会として提案させていただきましたけれども、いかんせん時間が短く、審議のほうも不十分だったことから、今後、審議を深めるためにも、委員会として審議をしていきたいというところの申出でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） これは、委員会でそういうふうな、閉会中も継続的に審議をしようというふうな、委員会のメンバーでそういうふうな決めたということなんですか。

○議長（水野秀一君） 総務経済常任委員長、富永勉君。

○総務経済常任委員長（富永 勉君） はい、こちらについて提案する際にも、総務経済常任委員のメンバーの方については、そういった内容の事前の説明、そして、この件についての委員会としての方向性ということでは申し合わせる事ができておりますので、しかしながら、合意形成には至らなかったということでは、再度、議員全員の参集をいただいて、全員で議論を深めていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 総務常任委員会の中でも、みんなの意見はまとまらなかったということで、理解してよろしいですかね。

○議長（水野秀一君） 総務経済常任委員長、富永勉君。

○総務経済常任委員長（富永 勉君） 先ほど申し上げたとおり、事前には内容等をお話をさせていただいて、そういったところについては合意を得ているというふうに私は思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 委員さんの中でもちょっと認識に違いがあるような感じなんですけれども。

私、率直に言わせてもらおうと、この間の全員協議会の中で出された件だと思うんですけども、請負契約の変更、5%までは議会の議決を必要としないで、専決処分のできるようにしようと、この件だというふうに思

うんですけれども。

私は、議会の議決を経た請負契約という5,000万円以上ですよ。その5%という250万。250万までは議会の議決要らないよ、町長、勝手に自分で判断してやってくださいと、こういうものだというふうに思うんですね。

私は、これには賛成できないので、こういう閉会中に委員会を開いて、勝手にそういうものを前に進めるといふのは、私はやめていただきたいというふうに思いますので、これには賛成はしません。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） もしやるのであれば、委員会ではなくて、常任委員会ではなくて、議会の改革の検討会の中でも話是可以ので、全員で話す。委員会なんかには任せないで、全員で話すべき課題だというふうに私は思いますので、そのほうが良いと思います。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（水野秀一君） ではここで、反対の意見もありますので、採決したいと思います。

閉会中の継続調査とすることに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（水野秀一君） 起立少数のため、閉会中の継続調査をしないということに決定いたしました。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） ちょっと考える時間が……

[「もう駄目だ、もう終わっちゃったから駄目だ。それはルールだから駄目だ」の声あり]

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） 町長から議案第51号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第5号）の議案が提出されました。

お諮りします。お手元に配付のとおり、日程第18を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

追加日程として議題とすることに決定しました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 追加日程第18、議案第51号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、11月29日に成立した国の補正予算により、追加配分される見込みとなった地方創生臨時交付金を活用するものであります。

補正額については、令和5年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ5,807万5,000円を追加し、総額を44億2,617万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金で地方創生臨時交付金が5,807万5,000円の増となります。

歳出につきましては、民生費で非課税世帯への給付金である物価高騰対応重点支援給付金及び関連事務費として3,418万6,000円の増、衛生費では、水道基本料金及びメーター使用料を4か月分減免するため、一般会計から上水道事業会計へ補助するための上水道事業補助金で1,500万円の増となります。

そのほか、民生費及び教育費において一般財源から国庫支出金への財源区分の変更をしております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明申し上げます。

今ほどお配りされました、A4横長の令和5年度浅川町一般会計補正予算書並びに予算説明書、右下に12月11日補正と記してございます。そちらご覧いただきたいと思っております。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、7万円支給のほうなんですけれども、振込は2月になるということなんですけど、何か報道によると、年内にそれ支給されるのは本当に数が少ないという、そういう報道があったんですけども、逆を言えば、年内に支給されるところもあるんだなというふうに思ったんですけど、浅川町は2月になるということなので、これもっと早くできないのかという点を1つ伺いたいと思っております。

それから、水道の基本料とメーター使用料の補助ということなんですけど、大体、1戸当りにすると、これ、4か月間で幾らになるのか。1戸当たり4か月間で幾らになるのか、その点を伺いたい。

それから、水道の未加入が50戸あるということで、ちょっとびっくりしたんですけども。私は、大体、ほとんどのところが町の水道には加入しているのかなというふうに思っていたら、それぐらいあるんですね。

50戸というのは、どういうところなのか伺いたいのと、それから、50戸に対して5,000円を支給するんですか。それとも毎月5,000円で2万円というふうになるんですか。この5,000円の支給というのは、いつ支給するのか、伺いたい。

お願いします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、お答えいたします。

まず、7万円支給の件で、できるだけ早くできないかというところだったんですけども。

今、総務課長の説明では、1月に通知、2月から給付ということで予定を言いましたが、新聞報道にもあったように、大体、年内62%の全国の自治体では困難だという報道もございました。この報道のとおりなわけでございますが、我々としてはできるだけ、システム改修のほうは1月になってしまうところなので、そのシステムの業者のほうにできるだけ早く改修が終了するように伝えまして、1日でも早く通知、支給していきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

水道の減免による支援でございますけれども、1戸当たり4か月でどれぐらいの軽減になるのかという試算でございます。

これに関しては、基本料金とメーター使用料の4か月分ということになりますが、浅川町内において、一番多いのは一般水栓。当然、一般住民の方が使っている水栓が多くございます。これが2,117件でありまして、

ほぼ90%の方が、この一般水栓の一番金額が安い13ミリのメーターを使っている件数でございます。この方、4か月の支援額が5,940円となります。

それから、井戸水のみのお世帯なんですけれども、50戸という試算でございますけれども、正直申しまして、しっかりとした、井戸水しか使用していないという世帯を正確に把握していない状況でございます。

おおむね20という考えでもあったんですが、若干、予想されないような方も、実はそうだったんだというところも含めまして、50とさせていただいたところでございます。

また、事業者におきましても、中には町水道を使用していないで井戸水というところもあるかもしれないということで、こういったことも含めまして、若干余裕を持ちまして50件程度ということで試算したところでございます。また、1件5,000円分につきましては、4か月分で5,000円ということで考えてございます。

それから、いつ頃から支給をするのかということでございますけれども、こちらにつきましては、1月から受付を開始したいと考えております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目なんですけれども、7万円のほうなんですけれども。これ、システム改修って、システムってどういうふうな改修なんですか。住民税非課税世帯がもしかすると増えているかもしれないというので、そのチェックのためのシステムということなんですかね。そんなの手作業でやればすぐにできるような話ではないかというふうに思うんですけれども、そういうのに、やっぱり、システム改修してやらないとならないということなんですか。

もし、コンピューター上の整理がどうしても必要だということであれば、手作業で選別して、この人が該当だという、先にお金を払っちゃって、後でそのコンピューターのやつは整理すればいいのではないと思うんですけれども。そんなに人数が多いわけでもないしというふうに私は思ってしまうんですが、その辺はどうなんでしょうか。伺いたいと思います。

それから、2点目のやつは大体分かりましたが、1月から受付開始ということで、井戸水のみのお世帯の方は申し出て下さいという広告を出して、そして、受付を開始して、申込みのあった方に5,000円を振り込むと、こういう形になるんですかね。振込の時期というのは、そうすると随時ということになるんですか。伺いたいというふうに思います。

それから、事業所も対象になりますよね。水道の基本料金、メーター使用料は。一般の13ミリではない、うんとお水を使う事業所というのもあると思うんですけれども、そういうところの事業所の基本料金とかメーター使用料というのは最高だと幾らくらいになるものなんですか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

システム改修の中身というところなんですけれども、一応、基準日が12月1日というところで、国が示しております。

それにのっかって、非課税世帯を改めて抽出するということが必要になってきます。その辺の、3万のときと何件増えたかというのも、まだ分からない部分ありますけれども、大した件数ではないということもあ

るかもしれませんが、一応、このシステム改修を介して間違いなく抽出できるように、あと、この文書、ひな形とかというのもございますので、その辺もシステム改修には含まれておりますので、その辺、一番は抽出の部分で間違いなく対象者を絞るというところが一番かなとは思いますが、間違いなくやるということで、システム改修を介して行っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

1月から予定しております井戸水のみの方への支援でございますけれども、4か月分まとめて申請していただいて、申込みのあった順から順次、そんなに件数が多いわけではございませんので、まとめて後で、1か月分まとめて振込とかではなく、個別に、速やかに交付してまいりたいと考えてございます。

それから、水を多く使う事業者ですけれども、こちら浅川町上水道給水条例のほうでは、営業用というふうになってございます。こちらのほうにつきましては、町内で全部で3件の契約があります。

おただしのとおり、こちらのほうの支援額が高い、多いというような状況でございます。こちらの件数ごとに金額を申し上げたいと思います。

4か月で9万7,900円、こちらの事業者が2事業者あります。それから、次に最高値になりますけれども、一番支援額が多い事業者でございます。こちらは、9万8,560円で1事業者、こちらが一番支援額が多い事業者となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 水道事業のほうなんですけれども、水道料金の滞納者に対しての対応はどのようになされていますか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

水道の滞納者への支援がどうなるのかというおただしだと思うんですが、こちらにつきましては、あくまで一律減免ということになりますので、減免の対象になります。

なので、料金がかからないということになりますので、その分は滞納額に補助金が回ることではないというふうを考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） では、水道使用量を4か月間支払っている人も滞納者も同じく4か月間は無料ということと認識していいんですか。そうすると、滞納は滞納であくまでも残して、その無料期間の設定というものがまず発生するということですね。

例えば、この議会が通った後の12月分から12、1、2、3と年度内は、4か月間は水道基本料金とか皆さんと同じくいただきませんよという解釈でよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

4か月間、基本料金と水道料金は減免という形になりますので、その分につきましては、全て請求が検針の段階から請求が行かなくて、基本料金ゼロ。それからメーター使用料ゼロで、超過料金があった場合には、超過料金だけ請求が行くという形になります。

それから、その減免された分を4款衛生費、上水道事業費からの補助金によって上水道事業会計にその分として営業外収益ということで補助金を受け入れるという形で、結果的に納まったという形にはなろうかと、会計上は金額は変わらないということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 3,418万6,000円の給付分は、それより3,360万円ということで非常にありがたいことだなということなんです。1つだけ確認させていただきたいのが、今まで、非課税世帯というような形でいろんな項目続いてきたんですが、低所得者世帯、これは同一、町のほうでは同一というふうに考えているんでしょうか。それとも、別々なんですか。その辺の区分けだけ、ちょっと。

今までは、非課税世帯云々で話出てきたんですが、今回12月補正では低所得世帯支援分というふうになっているんですが、これ同一ということで、認識、よろしいんでしょうか。

それから、もう一つ。先ほどシステム改修云々ということがあったんですが、せっかく町のほうでDXについていろいろやって、ワーキンググループもつくって、いろんな検討しているということなので、その中でファストパス制度というのがあります。そういったものを取り入れたり何かするという、今後の場合によって、いわゆるスマートフォンからQRコードを読み込んで、それでオンラインで申請できるというような方法もあるかと思うんですが、そういった検討も今後なさっていくような予定ございますでしょうか。

あれば、お聞かせ願いたいと思うんですけれども。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） ただいまの低所得者は、非課税世帯との関係ですけれども、うちのほうとすれば、低所得者イコール、イコールではないと思いますけれども、ほぼほぼ低所得者の枠の中には非課税世帯というのが入っているというもので、ほぼほぼイコールなのかなという感覚は持っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 各種申請関係の手続の方法なんですけれども、今後、DXの活用ということで、紙での申請だけでなく、QRコードを読み取っての入力という方法につきましては、申請いただいた後、さらに職員が再度入力するという、そういう手間が省けることから、今後、申請方法の一つとして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

ファストパスについてはそのとおりなので、システム改築とか何かという、常々のあれが、だんだん必要なくなってくるような、タイムリーに給付ができるという点では非常にいい制度だと思いますので、ぜひ、その辺の検討していただきたいなというふうに思っています。

それから、非課税世帯と低所得者世帯。例えば、所得税を払う、払わない世帯。これを普通、住民税は支払うんですよという形の中は、いわゆる一般的な低所得者世帯とされています。非課税世帯というのは、所得税も住民税も払わない世帯を言っていたんですが、多分、低所得者世帯も同一だということで、これはよろしいんですよね。そういう考え方で。同一と。

だから、所得税も住民税も払いませんよというのが低所得者世帯、イコール非課税世帯というような形で、認識でよろしいんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） おおむね、そのような解釈でいいかなとは思いますが。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第18、議案第51号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第6回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時23分